SEP - 8 2010

UNITED STATES SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION Washington, D.C. 20549



FORM SE

FORM FOR SUBMISSION OF PAPER FORMAT EXHIBITS BY ELECTRONIC FILERS

JAPAN FINANCE CORPORATION	0001109604
Exact name of registrant as specified in charter	Registrant CIK Number
Annual Report on Form 18-K for the Year Ended March 31, 2010	333-157296
Electronic report, schedule or registration statement of which the documents are a part (give period of report)	SEC file number, if available
S- (Series identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines as need	ad)
C- (Class (contract) identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines	
Fiscal Year Ended March 31, 2010 Report period (if applicable)	
Name of Person Filing the (If other than the Re	
identify the provision of Regulation S-T (§232 of this chapter) under which	ch this exhibit is being filed in paper (check only one):
Rule 201 (Temporary Hardship Exemption)	
Rule 202 (Continuing Hardship Exemption)	
X Rule 311 (Permitted Paper Exhibit)	

SIGNATURES

•	,
Filings Made by the Registrant:	
The Registrant has duly caused this form to be a Tokyo, Japan, on September $\ensuremath{\mathcal{B}}$, 2010.	signed on its behalf by the undersigned, thereunto duly authorized, in
•	,
	Japan Finance Corporation
	By: / t木 流 31、 Shigeya Kobayashi
	Head Treasury Department Japan Bank for International Cooperation Japan Finance Corporation
Filings Made by Person Other Than the Registrant:	
After reasonable inquiry and to the best of my knowledge forth in this statement is true and complete.	and belief, I certify on, 20, that the Information s
	By:(Name)
State of the state	By:(Name)

(Title)

EXHIBIT INDEX

Exhibit Number Description Excerpt of General Rules of the National Budget, which relates to the registrant for the fiscal year ending March 31, 2011 (Exhibit 6 to the Annual Report on Form 18-K for the fiscal year ended March 31, 2010, filed on September 8, 2010)

Exhibit 1

平成 22 年度一般会計予算

(歲入歲出予算)

第1条 平成22年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ92,299,192,619千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

(総統職)

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の総統費の総額及び年割額の改定並びに新規の総統費は、「乙号総統費」に掲げるとおりとする。 (繰越明許費)

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。 (国庫債務負担行為) 第4条 「財政法」第15条第1項の規定により平成22年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。 (歳入歳出予算等の内訳) 各省各庁の「予定経費要求書」「総統費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求 第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、 書」は、別に添付する。

(公債発行の限度額)

6,353,000,000 千円とする。 第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成22年度において公債を発行することができる限度額は、

37,950,000,000 千 「平成 22 年度における財政運営のための公債の発行の特別等に関する法律」(仮称)の規定により公債を発行することができる限度額は、

第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、

当該外貨公價

の外貨表示の額面金額を外国貨幣検算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成 21 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間における実勢相場を平均した為替 リカ合衆園通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通 相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメ 1,000 通貨単位)についての値をと 資単位について 10 円未満となる通貨にあっては、 100 通貨単位(10 通貨単位について 1 円未満となる通貨にあっては、

度額)
10日
印数終
務保
罗

VH.	金額の限度は、それぞれ右欄に掲げると	構に掲げるとおりとする。							
	趣	8%	根	郑	筑	会 額・	の・限度	, Visit	
	1 株式会社日本政策金融公庫	金融公庫					•		
	イ 次に掲げる社債(口に掲げる	[(ロに掲げるものを除							
	く。)に係る債務		•		,				
	(1) 「株式会社日	(1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第	「株式会社日本政策金融公庫法	融公庫法」		(1)に掲げる社債にあっては額面総額	あっては額	面統額	
•	31 条第 2 項第 1 每イに係る	1 母イに係る業務に関	-			75,000,000 千円、(2)に掲げる社債にあって	に掲げる社債に	おって	
	するもの					は額面総額 170,000,000 千円及び(3)に掲げる	00 千円及び(3)は	に越げる	
	(2) 「株式会社日	「株式会社日本政策金融公庫法」第	近、近			社債のうち、指定金融機関の危機対応業務に	機関の危機対の	に業務に	
	31 条第 2 項第 1 号ハに係る	1号ハに係る業務に関				おける短期社債の取得に係るものにあっては	野に係るものには	あっては	
	するもの		-	٠.		発行限度額 500,000,000 千円、その他のもの	00 千円、その4	性のもの	
	(3) 「株式会社日	「株式会社日本政策金融公庫法」第	近近			にあっては額面総額1,100,000,600千円並び	1,100,000,000,1	一田様は	٠.
	31 条第 2 項第 1 号二 に 係る	1号二に係る業務に関				にそれぞれの利息に相当する金額	当する金額	•	
	するもの								
	口 国際協力銀行業	国際協力銀行業務社債のうち次に掲げ、		٠.					
	るものに係る債務		- ,			,			
	(1) 外貨をもって支払われるも	支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関	等からの外貨	[の受入に関	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を	っては外貨表示(り額面を	
,			する特別措置に関する法律 / 第2条第2項	5法律第2%	5第2項	外国貨幣換算率により換算した金額の総額	り換算した金額	真の総額	
	(2) 本邦通貨をも	(2) 本邦通貨をもって支払われる社債の	「株式会社日本政策金融公庫法」	融公庫法」		及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示	こあっては本邦	角質表示	
	うち外国において発行するも	て発行するもの				の額面総額の合計額が560,000,000 千円に	(#¥ 560,000,000	十五万円	
	-					相当するこれらの社債に係る金額並びにその	賞に係る金額並の	びにその	
			•		-	利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払う	0任意償還に伴い	い支払う	
				٠		べき加算金その他引受契約に基づき支払うべ	を契約に基づき ジ	女払っく	
		•	•			き手数料等の経費に相当する金額並びに減債	目当する金額並7	のに減億	<u>.</u> .
			·			基金等に払い込むべき金額に相当する金額	金額に相当する	金額	